

## 第 83 号議案

阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団の規約の変更  
に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、阪神水道企業団に明石市を加入させ、  
これに伴い別紙のとおり同企業団の規約を変更することについて関係市と協議するた  
め、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

令和 7 年 4 月 1 日から阪神水道企業団に明石市が加入すること及び同企業団の規約  
の一部を変更することについて協議を行うもの。

## 阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和37年兵庫県指令地第1700号）の一部を次のように変更する。

	「神戸市		「神戸市	
	尼崎市		尼崎市	
第2条中	西宮市	を	西宮市	に改める。
	芦屋市		芦屋市	
	宝塚市」		宝塚市	
			明石市」	

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 阪神水道企業団規約の一部変更規約要綱

#### 1 変更の趣旨

令和7年4月1日から阪神水道企業団に明石市が加入することに伴い、この規約を制定しようとするもの。

#### 2 変更の内容

企業団を組織する市（第2条関係）

企業団を組織する市に明石市を加えることとする。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項省略)

(規約等)

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合の構成団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

(第2項省略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

阪神水道企業団規約

(企業団の名称)

第 1 条 この企業団は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する市)

第 2 条 企業団は、次の市をもつて組織する。

神 戸 市

尼 崎 市

西 宮 市

芦 屋 市

宝 塚 市

(企業団の目的)

第 3 条 企業団は、上水道事務の一部（各市に至る配水管まで。）を共同処理することを目的とする。

(企業団の事務所の位置)

第 4 条 企業団の事務所は、神戸市東灘区西岡本 3 丁目 2 0 番 1 号に置く。

(議会)

第 5 条 企業団に議会を置く。

(議会の議員の定数)

第 6 条 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は 1 5 人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。

神 戸 市            8 人

尼 崎 市            3 人

西 宮 市            2 人

芦 屋 市            1 人

宝 塚 市            1 人

(議員の選任の方法)

第 7 条 前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。

(補欠選挙)

第9条 企業団を組織する市の議会において選挙された議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なう。

(選挙の告示)

第10条 議員の選挙は、企業長の告示によつて行なう。

(議会の職員)

第11条 議会に必要な職員を置く。

(企業長)

第12条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。
- 3 企業長は、議会において選挙する。
- 4 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第13条 企業団に副企業長1人を置く。

- 2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任する。
- 4 副企業長の任期は、4年とする。

(補助職員)

第14条 企業団に必要な職員を置き、企業長が任免する。

- 2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第15条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員の任期は、2年とする。
- 3 監査委員の事務を補助させるため必要な職員を置く。

(運営協議会の設置)

第15条の2 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。
- 3 運営協議会に管理者会を置く。
- 4 運営協議会に必要な事項については、別に定める。

(経費の支弁の方法)

第16条 企業団の経費は、次の収入をもつて充てる。

- (1) 分賦金
- (2) 企業債
- (3) 出資
- (4) 補助金
- (5) その他の企業団に属する収入

(分賦金)

第17条 企業団を組織する市に対する分賦金は、分賦基本水量と給水量を基準として分賦する。

2 分賦金の分賦割合及び分賦基本水量は、議会の議決を経て定める。

(出資等)

第18条 企業団を組織する市が出資又は長期の貸付けをする場合の額及び割合は、議会の議決を経て定める。

(給水)

第19条 企業団は、企業団を組織する市に対し分賦基本水量を標準として給水するものとする。

附 則 (昭和37年9月13日)

(施行期日)

1 この規約は、昭和37年10月1日から施行する。

2・3 (省略)

(中略)

附 則 (平成27年1月5日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。